

○土浦市防犯カメラの運用に関する要綱

平成17年3月7日

告示第26号

改正 平成17年3月31日告示第66号

平成20年11月28日告示第186号

平成21年8月12日告示第208号

平成24年3月5日告示第23号

平成25年3月26日告示第48号

(趣旨)

第1条 この要綱は、土浦市安心で安全なまちづくり条例(平成16年土浦市条例第20号)第3条第1項第2号の規定に基づき、市が設置する防犯カメラの運用に関し必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

(1) 防犯カメラ 犯罪の予防その他公共の安全の維持を目的として特定の場所に継続的に設置されるカメラで、撮影装置、画像表示装置、画像記録装置及び関連機器(以下これらを「構成装置」という。)で構成されるものをいう。

(2) 画像 防犯カメラによって録画した映像をいう。

(管理責任者等)

第3条 防犯カメラの管理について管理責任者を、防犯カメラの運用について運用責任者を置く。

2 防犯カメラの設置場所、管理責任者、運用責任者、構成装置並びに機器の名称及び数量は、別表のとおりとする。

(平20告示186・全改)

(管理責任者等の責務)

第4条 管理責任者は防犯カメラの設置及び管理(以下「管理等」という。)を行い、運用責任者は防犯カメラの運用を行う。

2 管理責任者及び運用責任者(以下「管理責任者等」という。)は、画像の漏えい及び流出の防止その他安全管理のために必要な措置を講じなければならない。

3 管理責任者は、次条に規定する運用区域内の見やすい場所に防犯カメラが設置してある

旨の表示をしなければならない。

- 4 管理責任者等(第7条第1項ただし書の規定により運用責任者の許可を得た者を含む。次項及び第8条において同じ。)は、第8条に規定する場合を除き、防犯カメラの設置の目的以外の目的のために画像を閲覧してはならない。
- 5 管理責任者等は、画像から知り得た情報をみだりに他に漏らしてはならない。管理責任者等でなくなった後においても同様とする。

(平20告示186・旧第5条繰上・一部改正)

(運用区域)

第5条 防犯カメラによる撮影及び撮影した映像の録画(以下「防犯カメラ操作等」という。)をすることができる区域は、別表に定める設置場所及びその周辺の公共の空間とする。

(平20告示186・旧第6条繰上)

(防犯カメラ操作等の稼働時間)

第6条 防犯カメラ操作等は、毎日24時間行うものとする。

(平20告示186・旧第7条繰上)

(防犯カメラ操作等の制限)

第7条 運用責任者以外の者は、防犯カメラ操作等を行うことができない。ただし、管理責任者が管理等の必要上行う場合又は運用責任者が許可した場合は、この限りでない。

2 防犯カメラ操作等は、公共の空間を広範囲にわたるように行い、特定の物又は個人について行うことがないようにしなければならない。

(平20告示186・旧第8条繰上・一部改正)

(画像の取扱い)

第8条 管理責任者等は、次に掲げる場合を除き、画像を防犯カメラの設置の目的以外の目的に利用し、又は第三者に提供し、若しくは閲覧させてはならない。

- (1) 画像から識別される特定の個人の同意がある場合
- (2) 法令等の規定に基づく場合
- (3) 人の生命、身体又は財産を守るため、緊急かつやむを得ないと認められる場合
- (4) 犯罪が発生した場合、又は発生するおそれがあると認められる場合
- (5) 前各号に定めるもののほか、地域における安全の保持その他公共の福祉の見地からやむを得ないと認められる場合

2 画像の保存については、次に掲げるとおりとする。

- (1) 画像を保存する場合は、当該画像を加工してはならない。

(2) 画像の保存期間は、画像記録装置に記録されたときから7日間とする。

(3) 画像は、これを複製してはならない。ただし、第1項各号に該当し、画像の提供をする場合は、この限りでない。

3 第1項各号の規定に該当し、画像の閲覧を希望する者は、あらかじめ、運用責任者の許可を受けなければならない。この場合において、画像の閲覧は、運用責任者が指定した場所で行うものとし、運用責任者の許可を得ていない者は、その場所に立ち入ることができない。

4 運用責任者は、画像の閲覧をさせた場合は、その日時、目的、閲覧者、閲覧画像の範囲等を記録簿(別記様式)に記録し、1年間保管するものとする。

5 画像を閲覧した者は、画像から知り得た情報をみだりに他に漏らしてはならない。

(平20告示186・旧第9条繰上)

(庶務)

第9条 防犯カメラの運用に関する庶務は、市民生活部生活安全課において処理する。

(平20告示186・旧第10条繰上)

(補則)

第10条 この要綱に定めるもののほか、防犯カメラの運用に関し必要な事項は、市長が別に定める。

(平20告示186・旧第11条繰上・一部改正)

付 則

この告示は、平成17年3月15日から施行する。

付 則(平成17年3月31日告示第66号)

この告示は、平成17年4月1日から施行する。

付 則(平成20年11月28日告示第186号)

この告示は、公表の日から施行する。

付 則(平成21年8月12日告示第208号)

この告示は、平成21年9月1日から施行する。

付 則(平成24年3月5日告示第23号)

この告示は、平成24年3月15日から施行する。

付 則(平成25年3月26日告示第48号)

この告示は、平成25年4月1日から施行する。

別表(第3条関係)

(平20告示186・全改, 平21告示208・平24告示23・平25告示48・一部改正)

設置場所	管理責任者	運営責任者	構成装置	機器の名称	数量
川口ショッピングモール滝の前広場	都市整備部公園街路課長	市民生活部生活安全課長	撮影装置	ビデオカメラ	4
			画像表示装置	14型カラーテレビ	1
			画像記録装置	デジタルレコーダー	1
			関連機器	カメラ電源	1
荒川沖さんばる自由通路並びに東日本旅客鉄道株式会社(以下「JR東日本」という。)常磐線荒川沖西口及び東口階段上部付近	都市整備部公園街路課長	市民生活部生活安全課長	撮影装置	電源重畳型デジタルカメラ	5
			画像記録装置	デジタルレコーダー	1
			関連機器	カメラ電源	1
JR東日本常磐線土浦駅西口階段上部及び東口エレベーター付近	市民生活部生活安全課長	市民生活部生活安全課長	撮影装置	電源重畳型デジタルカメラ	3
			画像記録装置	デジタルレコーダー	2
			関連機器	カメラ電源	2
神立駅西口自転車駐車場北側側壁及びJR東日本常磐線神立駅東側人道橋付近	市民生活部生活安全課長	市民生活部生活安全課長	撮影装置	ネットワークカメラ	3
			通信機器	ルーター	3
			関連機器	カメラ電源	1
朝日峠展望公園駐車場付近	都市整備部公園街路課長	市民生活部生活安全課長	撮影装置	屋外用防犯カメラ	1
			画像表示装置	15.6インチ液晶モニター	1
			画像記録装置	デジタルレコーダー	1
			関連機器	カメラ電源	1

JR東日本常磐線荒川沖駅自由通路支柱, まちばん荒川沖建屋屋根, 荒川沖駅東口第1臨時自転車駐車場及び第2自転車駐車場	市民生活部生活安全課長	市民生活部生活安全課長	撮影装置	屋外用防犯カメラ	4
			通信機器	ルーター	1
			画像記録装置	デジタルレコーダー	4
			関連機器	カメラ電源	4
JR東日本常磐線土浦駅西口ペDESTリアンデッキ, 屋外エレベータ前及び市営西口駐車場案内板	都市整備部公園街路課長	市民生活部生活安全課長	撮影装置	ネットワークカメラ	1
			撮影装置	屋外用防犯カメラ	2
			通信機器	ルーター	1
			画像記録装置	デジタルレコーダー	3
桜町一丁目きらら通り入口電柱	市民生活部生活安全課長	市民生活部生活安全課長	撮影装置	屋外用防犯カメラ	1
			画像記録装置	デジタルレコーダー	1
			関連機器	カメラ電源	1
桜町一丁目3321番28地先電柱	市民生活部生活安全課長	市民生活部生活安全課長	撮影装置	屋外用防犯カメラ	1
			画像記録装置	デジタルレコーダー	1
			関連機器	カメラ電源	1
桜町四丁目3174番地先電柱	市民生活部生活安全課長	市民生活部生活安全課長	撮影装置	屋外用防犯カメラ	1
			画像記録装置	デジタルレコーダー	1
			関連機器	カメラ電源	1
川口二丁目2490番2地先電柱	市民生活部生活安全課長	市民生活部生活安全課長	撮影装置	屋外用防犯カメラ	1
			画像記録装置	デジタルレコーダー	1
			関連機器	カメラ電源	1
東崎町4397番1地先電柱	市民生活部生活安全課長	市民生活部生活安全課長	撮影装置	屋外用防犯カメラ	1
			画像記録装置	デジタルレコーダー	1

			関連機器	カメラ電源	1
匂橋先(桜町二丁目地先)電柱	市民生活部生活安全課長	市民生活部生活安全課長	撮影装置	屋外用防犯カメラ	2
			画像記録装置	デジタルレコーダー	1
			関連機器	カメラ電源	1
主要地方道土浦境線下り学園大橋電柱	市民生活部生活安全課長	市民生活部生活安全課長	撮影装置	屋外用防犯カメラ	2
			画像記録装置	デジタルレコーダー	1
			関連機器	カメラ電源	1
西根南一丁目1329番1地先電柱	市民生活部生活安全課長	市民生活部生活安全課長	撮影装置	屋外用防犯カメラ	1
			画像記録装置	デジタルレコーダー	1
			関連機器	カメラ電源	1
東若松町歩道橋隣電柱	市民生活部生活安全課長	市民生活部生活安全課長	撮影装置	屋外用防犯カメラ	1
			画像記録装置	デジタルレコーダー	1
			関連機器	カメラ電源	1
国体道路木田余ショッピングモール先電柱	市民生活部生活安全課長	市民生活部生活安全課長	撮影装置	屋外用防犯カメラ	1
			画像記録装置	デジタルレコーダー	1
			関連機器	カメラ電源	1
国体道路木田余立体橋階段付近電柱	市民生活部生活安全課長	市民生活部生活安全課長	撮影装置	屋外用防犯カメラ	1
			画像記録装置	デジタルレコーダー	1
			関連機器	カメラ電源	1

別記様式(第8条関係)

記 録 簿

閲覧日時		
閲覧場所		
閲覧者	所属機関	
	職・氏名	
	連絡先	
閲覧の目的		
閲覧の範囲		
閲覧の条件		
その他特記事項		

別記様式(第8条関係)

(平20告示186・一部改正)